

平成31年度（2019年度）
大阪市保育施設等設置・運営事業者

【募集種別】

補助金による整備事業（入所枠：6人以上）

＜2020年4月開設＞

- 小規模保育事業所A・B型（創設）
- 認可保育所 増築・分園設置
- 認定こども園（移行・増築・分園設置）

- 補助金を活用しない整備事業

＜2020年4月開設＞

- 小規模保育事業所C型
- 家庭的保育事業所

募 集 要 項

平成31年1月

大阪市こども青少年局
保育施策部保育企画課

目 次

1. 募集の趣旨	3
2. 募集にあたっての注意事項	3
3. 昨年度に続き平成31年度（2019年度）も実施する応募の取り組み	4
4. 募集区（地域）、応募条件、事業類型・定員等	4
(1) 応募にかかる条件	
(2) 募集地域	
(3) 選定における併用選択制の継続	
(4) 事業類型・定員	
(5) 既存施設（幼稚園、認定こども園、認可保育所）に付属させる小規模保育事業所等の定員設定	
(6) 応募の条件	
(7) 設置・運営予定者の選定	
(8) 募集優先地域について	
(9) 整備補助金について	
5. 家庭的保育事業及び事業所内保育事業の実施に係る課税標準の特例措置	9
6. 応募資格	40
(1) 小規模保育事業所（創設）、家庭的保育事業所整備	
(2) 認可保育所・認定こども園の分園設置	
(3) 認可保育所・認定こども園の増築	
(4) 保育所型認定こども園への移行	
(5) 幼稚園型認定こども園への移行	
(6) 幼保連携型認定こども園への移行	
7. 設置・運営の条件	41
(1) 小規模保育事業所（創設）、家庭的保育事業所整備	
(2) 認可保育所の分園設置	
(3) 認定こども園の移行創設、分園設置	

8. 整備にかかる補助金	47
(1) 小規模保育事業所AまたはB型の創設・認可保育所・認定こども園の分園設置	
(2) 認可保育所又は認定こども園の増築	
(3) 保育所型認定こども園又は幼保連携型認定こども園への移行創設	
(4) 保育所分園の賃借料加算補助制度の創設について	
9. 欠格事項	49
10. 失格事項	50
11. 応募手続き	50
(1) 募集要項の配布	
(2) 応募相談について	
(3) 応募にかかる事前登録	
(4) 応募書類の受付期間	
(5) 応募書類提出にかかる留意事項	
12. 設置・運営予定者の選定	53
(1) 設置・運営予定者の選定について	
(2) 審査会及び審査方法について	
(3) 主な審査項目	
13. 応募費用について	55
14. 設置・運営予定者の選定結果について	55
15. 設置・運営予定者選定までのスケジュール	56
16. その他	56
質問票 大阪市保育施設等設置・運営事業者（入所枠6人以上等）募集	57

1. 募集の趣旨

大阪市では、増加する多様な地域の保育ニーズに対応するため、認可保育所や認定こども園の整備、地域型保育事業の実施などにより入所枠の拡充を図っております。

今回の募集では、補助金による整備事業については、次の①～③のいずれかにより**募集地域に募集定員分の新たな入所枠を開設**し、運営する事業者を募集します。

- ① 小規模保育事業所A・B型の創設
- ② 認可保育所の増築・分園設置
- ③ 認定こども園への移行創設及び増築・分園設置（幼稚園型認定こども園除く）

また、施設整備補助金の交付を受けず、事業者の負担のみで行う施設整備（以下、「自主財源による整備」という。）により、小規模保育事業所C型及び家庭的保育事業所を設置・運営する事業者についても募集します。

2. 募集にあたっての注意事項

(1) 募集要項の内容は、平成31年度（2019年度）事業であり、2019年度の予算案が大阪市会で議決された場合に執行が可能となります。そのため、状況によっては募集の中止や、内容が変更となる可能性があります。その他、随時、本要項の内容が変更となる可能性がありますので、ホームページや問い合わせ等により、状況を常に確認するようにしてください。

(2) 本募集要項の定義などは、大阪市の解釈によるものとします。

(3) 補助金交付対象エリアであっても、自主財源による整備での応募も可能です。

自主財源による整備については、整備費用に関して、すべての資金をご用意いただく必要があります。ただし、保育所等として認可・確認を受けた場合、運営開始後には委託費・給付費があります。

(4) 自主財源による整備において、各地域における募集数に上限はありません。応募いただきました事業計画について、書類審査及びヒアリングにより適格性審査を行い、決定します。ただし、応募状況等により、他事業者が同一物件に応募及び競合をする場合には、止むを得ず選定審査等となる場合があります。なお、応募にあたっては、増加定員に応じた募集区分にて応募していただく必要があります。

(5) 認定こども園への移行創設について、施設整備を伴わない場合については、別途募集する「平成31年度大阪市認定こども園設置・運営法人（移行・施設整備対象外）募集」に応募してください。

(6) 幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行で施設整備を伴う場合や幼稚園型認定こども園が増築や分園を設置する場合は、自主財源による整備での応募のみ受付します。また、大阪府私学課への確認や協議が必要になります。

(7) ご不明な点やご質問がありましたら、巻末にあります「質問票」に記入し、FAXで送信してください。原則として、個別には回答しませんが、同種の質問と合わせて、大阪市ホームページにて回答します。なお、個別案件の内容につきましては、応募相談をお申し込みください。

質問の受付については、平成31年3月1日（金）までとします。

3. 昨年度に続き平成31年度（2019年度）も実施する応募の取り組み

①選定における併用選択制の継続（6ページ）

法人の適格性はあるが、法人の競合により選定されなかった場合に、補助金の交付を受けず、自主財源により施設整備を行う開設を認めます。

②適格性のある事業者の同一行政区内での選定（5ページ）

選定数については、それぞれの募集番号の整備か所数が上限となりますが、審査の結果、適格性があると判断された場合は、原則、同一行政区内において、大阪市が予算の範囲内で選定する場合があります。

③検査済証を受けていない場合の取扱いの継続（41ページ）

検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する場合で、用途変更申請が不要な場合について、建築基準法に基づく報告により対応します。

④補助対象整備地域を隣接区の一部にも設定します

詳細設定は、大正区（18ページ）をご覧ください。

⑤保育所分園の賃借料加算補助制度について（49ページ）

待機児童・利用保留児童の多い0～2歳児の入所枠について、特に需要の高い都心部での効果的な整備を進めるため、既存保育所が新たに分園を開設後、公定価格の建物賃借料加算相当（または差額分）を10年程度助成します。

4. 募集区（地域）、応募条件、事業類型・定員等

（1）応募にかかる条件

2020年3月末までに事業所整備を完了し、大阪市の認可及び確認を受けて、2020年4月1日までに運営を開始してください。

※ 整備状況に応じ、大阪市との協議により早期開設が可能です。

（2）募集地域

大阪市内全域を対象に募集を行います。補助金及び自主財源による整備の対象となる地域については、本募集要項11ページから39ページまでの募集地域をご確認ください。

なお、開設にあたっては、保育ニーズや3歳児の受け入れ先等も含めて事業計画を策定したうえで応募するようにしてください。

	募集 番号	補助対象整備か所数	詳細掲載 資料ページ
北区	1	—	11ページ
都島区	2	—	12ページ
福島区	3	—	13ページ
此花区	4	—	14ページ
中央区	5	4か所	15ページ
西区	6	—	16ページ
港区	7	2か所	17ページ
大正区	8	4か所	18ページ
天王寺区	9	—	19ページ
浪速区	10	—	20ページ
西淀川区	11	2か所	21ページ
淀川区	12	5か所	22～23ページ
東淀川区	13	1か所(13-①) 1か所(13-②) 1か所(13-③) 1か所(13-④)	24～27ページ
東成区	14	4か所	28ページ
生野区	15	2か所	29ページ
旭区	16	1か所	30ページ
城東区	17	2か所	31ページ
鶴見区	18	2か所	32ページ
阿倍野区	19	1か所	33ページ
住之江区	20	4か所	34ページ
住吉区	21	—	35ページ
東住吉区	22	1か所(22-①) 1か所(22-②)	36～37ページ
平野区	23	—	38ページ
西成区	24	—	39ページ
合計		39か所	

※ 網掛けをした区は、補助金による整備がない区です。

※ 補助金交付対象の募集については、整備箇所数に応じた募集を行います。

ただし、審査の結果、適格性があると判断された場合は、原則、同一行政区内において、大阪市が予算の範囲内で選定する場合があります。

(3) 選定における併用選択制の継続

補助金整備の募集において、適格性はあるが、事業者の競合により選定されなかった場合に、補助金の交付を受けず、自主財源による整備での開設を認めます（以下「併用選択制」といいます）。

その場合、補助金の交付を受ける場合と、自主財源による施設整備を行う場合、両方の資金計画の提出が必要ですが、資金計画以外の計画内容を変えることはできません。

また、上記を除き、同一物件において、異なる計画での応募を行うことはできません。

(4) 事業類型・定員

本募集における事業類型ごとの定員については、次のとおりです。

【補助金による整備事業】

種別	定員の要件
小規模保育事業所A型 またはB型の創設	・0～2歳児定員 6人～19人 ・0歳児 1人以上 ・年齢構成 0歳児≤1歳児≤2歳児
認可保育所の増築 (※1)	・0～2歳児定員増 6人以上 ・0歳児 1人以上増 ・年齢構成 増築後の2・3号の定員（現定員+定員増）が 0歳児≤1歳児≤2歳児<3歳児≤4歳児≤5歳児
認可保育所の分園設置 (※1)	・0～2歳児定員増 6人以上（分園定員29人以下） ・0歳児 1人以上 ・年齢構成 中心施設と分園の合計で 0歳児≤1歳児≤2歳児<3歳児≤4歳児≤5歳児
保育所型認定こども園 の移行創設(※1)	・0～2歳児定員増 6人以上 ・0歳児 1人以上 ・1号認定 1名以上 ・年齢構成 2・3号の定員が 0歳児≤1歳児≤2歳児<3歳児≤4歳児≤5歳児
幼保連携型認定こども園 の移行創設(※1) (※2)(※3)	・0～2歳児定員増 6人以上 ・0歳児 1人以上 ・年齢構成 2・3号の定員が 0歳児≤1歳児≤2歳児<3歳児≤4歳児≤5歳児
保育所型・幼保連携型 認定こども園の増築 (※1)(※2)	・0～2歳児定員増 6人以上 ・0歳児 1人以上増 ・年齢構成 増築後の2・3号の定員（現定員+定員増）が 0歳児≤1歳児≤2歳児<3歳児≤4歳児≤5歳児
保育所型・幼保連携型 認定こども園の分園設 置(※1)(※2)	・0～2歳児定員増 6人以上 ・0歳児 1人以上 ・年齢構成 本園と分園の合計で2・3号の定員が 0歳児≤1歳児≤2歳児<3歳児≤4歳児≤5歳児

※1 2号認定こどもの定員設定については、任意とします。

ただし、定員の要件は満たす必要があります。

※2 保育所型認定こども園の増築・分園設置、幼保連携型認定こども園移行創設・増築・分園設置について、1号認定こどもの定員設定は任意とします。

※3 学校法人の運営する幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際に、1号認定こどもの定員を減少させる場合は、事前に大阪府との協議が必要です。

【自主財源による整備事業】

種別	定員の要件
小規模保育事業所A型 小規模保育事業所B型	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児 6～19人 ・0歳児 1人以上 ・年齢構成 0歳児≤1歳児≤2歳児
小規模保育事業所C型	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児 6～10人 ・0歳児 1人以上 ・年齢構成 0歳児≤1歳児≤2歳児
家庭的保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児 5人以下 ・年齢構成 0歳児≤1歳児≤2歳児
幼保連携型・幼稚園型・保育所型認定こども園への移行創設	<ul style="list-style-type: none"> ・2・3号定員の増員が49人まで ・年齢構成 2・3号の定員が0歳児≤1歳児≤2歳児<3歳児≤4歳児≤5歳児 ・幼保連携型は2号定員設定必須 ・保育所型・幼稚園型は1・2号定員設定必須
保育所・認定こども園の増築・分園設置	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢構成 増築後の2・3号の定員（現定員+定員増）合計、又は中心施設と分園の合計が0歳児≤1歳児≤2歳児<3歳児≤4歳児≤5歳児

(5) 既存施設（幼稚園、認定こども園、認可保育所）に付属させる小規模保育事業所等の定員設定【自主財源による整備のみ】

大阪市内にある既設の幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園又は認可保育所、保育所型認定こども園（以下「既存施設」という。）の設置法人が、自主財源による小規模保育事業所又は家庭的保育事業所を設置し、当該既存施設（以下「中心施設」という。）に付属させる場合は、次の条件を満たすことを条件に、0歳・1歳児の受入れを必須としないこととします。

- ① 中心施設が応募にかかる事業所の連携施設となること。
- ② 応募にかかる事業所の利用児童について、対象年齢終了後、引き続き中心施設にて教育・保育を提供すること。
そのため、応募にかかる事業所と中心施設の合算定員の年齢構成が次のとおりとなるようにすること。
・年齢構成 1歳児≤2歳児<3歳児≤4歳児≤5歳児
- ③ 応募にかかる事業所において、中心施設の教育課程・保育課程と連続性のある保育課程により保育が行われること。

④ 応募にかかる事業所と中心施設との距離は、通常の交通手段により 30 分以内の距離を目安とする。

※ 認定こども園又は認可保育所と同一の敷地内に小規模保育事業所又は家庭的保育事業所を設置することはできません。

幼稚園の園舎の一部又は敷地内に小規模保育事業所等を設置する場合は、幼稚園と小規模保育事業所等とを区分する必要があります。

また、幼稚園の園舎及び敷地を小規模保育事業所等に使用することの可否について、所轄庁である大阪府と協議してください。

(6) 応募の条件

補助金による整備事業の場合、同一事業者が複数の募集番号に同時に応募することは可能ですが、1つの募集番号に対しては1件のみ応募が可能です。

ただし、1つの募集番号で2か所募集している地域については、1つの募集番号で2か所の応募が可能です。なお、同一事業者による同一物件での重複応募はできません。自主財源による整備事業について応募数に上限はありません。

なお、応募案件が選定された場合は、すべて事業化してください。

(7) 設置・運営予定者の選定

応募書類を提出いただきましたら、外部有識者で構成された審査会で、応募書類及びヒアリングにより審査を行います。

詳細につきましては、53ページを参照してください。

(8) 募集優先地域について

優先度により、審査時に加点します。詳細は54ページを参照してください。

A地域

待機児童等が多く発生している、又は、保育所への利用希望者が増加見込みであるなど、緊急に保育所整備が必要と考えられる地域

B地域

待機児童等が発生しているものの、A地域と比較すると少ないため、緊急度はA地域より低いと考える地域、又は、A地域の周辺にあり、A地域にお住まいの方が通園可能な範囲にあると考えられる地域

C地域

待機児童等が発生しているものの、A,B地域と比較すると緊急度が低いと考えられる地域

補助金交付対象外地域

A,B,C地域以外の地域

(9) 整備補助金について

保育所等の設置にあたり、整備に必要な経費の一部に対して補助金を交付しています。整備手法等の条件により補助金の内容が異なります。詳しくは、47～49 ページを参照してください。

なお、認定こども園への移行に係る補助対象について、幼保連携型認定こども園から幼稚園又は幼稚園型認定こども園に移行した施設（いわゆる「返上園」）については、施設整備補助を受けることができないため、本募集では応募することができません。

また、国の保育対策総合支援事業費補助金の対象事業については、2020年4月1日までに開設できなかった場合、補助金が交付されませんので、それを考慮のうえ整備計画を策定し、ご応募ください。

5. 家庭的保育事業及び事業所内保育事業の実施に係る固定資産税（家屋）及び都市計画税課税標準の特例措置

事業者が所有する建物において、家庭的保育事業及び利用定員が5人以下の事業所内保育事業の認可を受けて事業を実施する場合、地域決定型地方税制特例措置（いわゆるわがまち特例）により、家屋及び償却資産に対する課税標準の特例措置を受けることができます。

参考ページ：「市税条例等の一部改正について」

U R L : <http://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000086217.html>

※お問い合わせは、保育施設所在地を担当する市税事務所（固定資産税（土地・家屋）グループ）へのお問い合わせください。

参考ページ：「固定資産税および都市計画税に関するお問い合わせ先（市税事務所）」

U R L : <http://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000138426.html>

参考：「平成30年10月1日」時点の待機児童数等（区別・年齢別）

区名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計 (a)	待機児童 から除外 するもの (b)	利用 保留数 (a) + (b)	就学前 児童数 (4月1日)	保育所等 在籍児童数
北区	0	0	0	0	0	0	0	314	314	6,218	2,458
都島区	0	0	0	0	0	0	0	150	150	5,029	2,253
福島区	0	0	0	0	0	0	0	186	186	4,024	1,706
此花区	0	0	0	0	0	0	0	150	150	3,328	1,570
中央区	0	0	0	0	0	0	0	204	204	4,810	1,507
西区	0	0	0	0	0	0	0	238	238	5,984	2,331
港区	3	2	0	1	0	0	6	151	157	3,353	1,685
大正区	4	1	0	0	0	0	5	91	96	2,609	1,360
天王寺区	0	0	0	0	0	0	0	185	185	4,404	1,569
浪速区	0	0	0	0	0	0	0	66	66	2,718	1,166
西淀川区	0	0	0	1	1	0	2	142	144	4,407	1,793
淀川区	111	44	1	0	0	0	156	217	373	7,992	3,115
東淀川区	92	15	30	0	0	0	137	226	363	7,188	2,856
東成区	9	2	0	0	0	0	11	110	121	3,663	1,579
生野区	2	0	1	0	0	0	3	153	156	4,732	2,393
旭区	0	0	0	0	0	0	0	111	111	3,846	1,648
城東区	0	0	0	0	0	0	0	261	261	8,291	3,694
鶴見区	6	5	1	1	0	0	13	220	233	6,703	2,830
阿倍野区	0	0	0	0	0	0	0	230	230	5,708	2,062
住之江区	0	0	0	0	0	0	0	206	206	5,142	2,229
住吉区	1	33	0	0	1	0	35	269	304	6,970	2,608
東住吉区	2	18	0	0	0	0	20	167	187	5,745	2,548
平野区	0	0	0	0	0	0	0	300	300	8,795	4,621
西成区	2	0	0	0	0	0	2	51	53	2,845	1,539
計	232	120	33	3	2	0	390	4,398	4,788	124,504	53,120

※本資料は「大阪市の保育所等利用待機児童数について（平成30年10月1日現在）」
（平成30年12月26日公表）より抜粋したものです。

ホームページアドレス⇒<http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kodomo/0000434630.html>

※区内の待機児童等の詳細は、各区役所保健福祉センター（保育担当）へお問い合わせください。